

# あ お も り 水道だより



残雪と溪流【駒込水系】



青森市環境保全  
シンボルキャラクター  
「エコル」



青森市水道キャラクター  
「しずくちゃん」

## 目次

- ◆ 浪岡地区の水道料金等の改正について…………… 1-2P
- ◆ 平成26年度青森市水道事業の主な事業…………… 3P
- ◆ 平成25年度決算内訳…………… 3P
- ◆ 災害対策について…………… 3P
- ◆ 水道水の水質検査結果について…………… 4P
- ◆ 給水装置・貯水槽水道について…………… 5P
- ◆ 油漏れにご注意ください…………… 6P
- ◆ 浄水場見学のご案内…………… 6P
- ◆ お問い合わせ先一覧…………… 7P



# 浪岡地区の 水道・下水道をご利用の皆さまへ!!



## 平成27年度から浪岡地区の 水道料金・下水道使用料等が改正になります。

現在「青森地区」「浪岡地区」で異なる取扱いとなっている  
『料金・使用料の計算方法』『納期限』等について、  
統一(改正)することとなりましたので、その内容をお知らせします

### 水道料金の計算方法

「青森地区」に適用している計算方法『**口径別逓増従量料金制**』(※1)に統一します。なお、統一により負担増となる利用者に対して、負担を軽減するため一定期間、『**経過措置**』(※2)を講じます。

※1)メーター口径に応じた基本料金と使用水量の段階に応じた料金単価で算定する従量料金の合計額とする料金計算方法です。なお、各利用者のメーター口径は、毎月の水道メーター検針の際に配付している「使用水量のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。

※2)現行料金の金額と改正後料金の金額を比較し増額となった場合、その増額分を以下の使用期間・割合に応じて軽減します。

使用期間	割合	使用期間	割合	使用期間	割合	使用期間	割合
平成27年度	5分の4	平成28年度	5分の3	平成29年度	5分の2	平成30年度	5分の1

#### ★改正後の水道料金表(口径別逓増従量料金制)の主なもの

≪1か月につき/消費税込み≫

料金区分		基本料金	従量料金：1m <sup>3</sup> につき			
種別・口径			1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> 以上
一般用	13mm	626.40円				
	20mm	1,177.20円	64.80円	140.40円	183.60円	253.80円
	25mm	1,609.20円				

#### ◆現行用途・口径・使用水量ごとの水道料金比較例

≪1か月につき/消費税込み≫

現行用途・口径		使用水量	現行料金	→	改正後料金	増減額
一般(家事)用	13mm	10m <sup>3</sup>	2,283円	⇒	1,274円	△1,009円
	20mm	12m <sup>3</sup>	2,735円	⇒	2,106円	△629円
営業・団体用	50mm	80m <sup>3</sup>	23,081円	⇒	26,082円(23,681円)	3,001円(600円)

( )内の金額は、経過措置適用による平成27年度(1年目)の料金です。

## 下水道使用料・農業集落排水施設使用料の計算方法

「青森地区」に適用している使用料の計算方法に統一します。なお、統一により負担増となる大口使用者に対して、負担を軽減するため1年間の『経過措置』(※3)を講じます。

※3)従量使用料の単価の一部を平成27年5月分から平成28年4月分に関り軽減します。

★改正後の下水道使用料・農業集落排水施設使用料表の主なもの

≪1か月につき/消費税込み≫

使用区分 種別	用途	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	従量使用料	
			水 量	1 m <sup>3</sup> につき (*は経過措置の適用単価)
水道水使用	一般用	1,313.28円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	173.88円
			21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	237.60円
			31m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	304.56円(*253.80円)
			101m <sup>3</sup> ~	354.24円(*297.00円)

◆水量ごとの使用料比較例

≪1か月につき/消費税込み≫

水 量	現行使用料	改正後使用料	増減額
10m <sup>3</sup>	1,512円	1,313円	△199円
20m <sup>3</sup>	3,024円	3,052円	28円
40m <sup>3</sup>	6,264円	8,473円(7,966円)	2,209円(1,702円)

( )内の金額は、経過措置適用による使用料です。

## 適用時期

改正後の料金等は、平成27年5月分(5月検針分)から適用します。

ただし、水道料金に関しては平成27年4月1日以降に水道の使用を開始した場合、4月分から改正後の料金が適用となります。

## 納期限

青森地区の納期限に統一します。ただし、納期限統一の過渡期においては、納期限の逆転や負担が大きくなる場合もあることから、特段の納期限を設定します。

支払い方法区分	現行納期限	改正後納期限	備 考
納付制(納入通知書によるお支払い)	検針月の翌々月の末日	検針月の翌月15日	納期限日が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。
口座制(口座振替によるお支払い)	検針月の翌月25日	検針月の翌月10日	

★納期限の例(平成27年5月分から7月分)

支払い方法区分	平成27年5月分	平成27年6月分	平成27年7月分
納付制	7月15日(水)	7月31日(金)	8月17日(月)
口座制	6月10日(水)	7月10日(金)	8月10日(月)

ここに記載のない詳しい「水道料金・下水道使用料等料金表及び計算方法」  
「水道加入金の金額表」は、後日、検針員が浪岡地区の各ご家庭、会社等にお配りします。また、「青森市水道事業ホームページ」にも掲載します。



## 水道加入金制度

青森地区にのみ適用している水道加入金制度(老朽施設更新等のため、給水装置を新設・メーターを増径する改造をした際、メーター口径に応じた金額を徴収)を、平成27年4月1日申請分から新たに適用します。



お問い合わせは、7ページの「お問い合わせ先一覧」の各項目の担当課まで

# 平成26年度青森市水道事業の主な事業

## 安定した給水の確保

- ① 第8次漏水防止対策事業
- ② 第4次配水管整備事業  
[老朽管及び漏水多発管路の更新等。(平成26年度計画延長：8.8km)]
- ③ 野沢配水池築造工事

## 良質でおいしい水の供給

- ① 第5次仕切弁(バルブ)取替事業  
[赤水防止のため、古い鑄鉄製仕切弁をゴム製のソフトシール弁に取替え。]  
[平成26年度取替：48基]
- ② 水源涵養保安林巡視事業
- ③ 堤川浄水場活性炭注入設備の導入

## 災害に強い水道の構築

- ① 基幹耐震管路整備事業第1期  
[地震発生時にも必要最少限の水道水を確保するため、基幹となる配水管を耐震化。]  
[平成26年度計画延長：中央二丁目、橋本三丁目、小柳六丁目 2.0km]

- ② 応急給水資機材の備蓄
- ③ 浅虫送水管耐震化事業

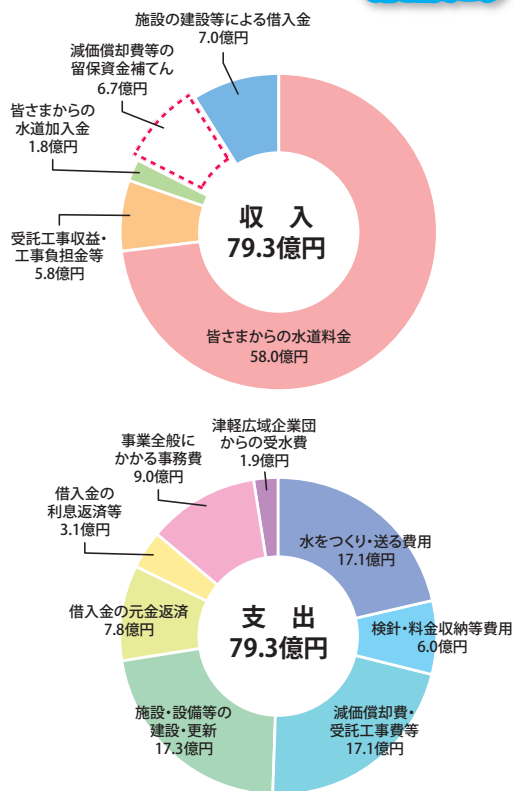
## 経営基盤の強化

- ① O.Aシステムの維持向上
- ② 研修制度の充実
- ③ 広報活動事業  
[水道だよりの発行やホームページでの情報発信、あおもりウォーターフェアの開催等。(平成26年度ウォーターフェア来場者数：1,861人)]

## 環境への配慮

- ① 事業活動に伴うエネルギーの削減
- ② 浄水処理発生土等の有効活用  
[浄水処理により発生する土を、造成工事の土などに有効活用。]

## 平成25年度決算内訳 (税抜き)



## 災害対策について

水道部では施設の耐震化や飲料水の確保、応急給水資機材の備蓄など、様々な対策を行っています。

### 管路・施設の耐震化

地震時でも必要とされる水道水の確保を目指し、地震に強い管路や施設の整備として下記のような耐震化事業を行っています。

- ① 管路の耐震化・老朽管の更新事業  
市内の基幹となる配水管の耐震化事業と、経年劣化により赤水等が発生しやすい鑄鉄管や漏水の可能性が高い塩化ビニル管の更新・耐震化を図る更新事業を実施しています。
- ② 施設の耐震化  
浄水場等主要な水道施設についての効率的な耐震化を図るため、耐震診断結果や老朽度を踏まえ、耐震補強工事又は更新工事を行うこととしています。

### 飲料水の確保

主要な水道施設の配水池に緊急遮断弁を設置するなど、大規模災害時の飲料水の確保に努めています。

現在、市民約30万人に対し7日分の飲料水を提供できる状況にあります。

### 応急給水資機材の備蓄

平常時からの防災対策として、給水タンク車(2m<sup>3</sup>)2台、給水タンク(1m<sup>3</sup>)28基、給水袋(5ℓ・6ℓ・10ℓ)25,500枚を保有し、ペットボトル水(500mℓ)の備蓄なども行っています。

詳しくは、青森市水道事業ホームページをご覧ください

# 水道水の水質検査結果について

水道部では、いつでも安全でおいしい水道水を市民の皆さまへお届けするために、自動測定器による水質の常時監視に加え、市内35箇所の毎日検査や市内87箇所の毎月検査などにより、水源から蛇口に至るまでの水質管理に努めています。

下の表は、平成25年度の水質検査結果から、各浄・配水所における供給エリアのご家庭の蛇口水(末端給水栓水)の結果を抜粋しまとめたものです。

## 平成25年度施設別水質検査結果

分類	項目	水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場	
水源の種類			河川水	河川水	浅井戸	深井戸	深井戸	ダム湖	
浄水処理方法			緩速ろ過 消毒	中和・消毒 急速ろ過	ばっ気 消毒	消毒	消毒	急速ろ過 消毒	
温度	水温	—	9.5	12.0	12.8	12.6	12.4	10.9	
健康に関する項目	病原生物	一般細菌	100個/1ml以下	0	0	0	0	0	
		大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
無機物質	シアン及び 塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	
		硝酸態窒素・ 亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.16	0.17	1.28	0.05未滿	0.10	0.26
金属	カドミウム	0.003mg/l以下	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	0.0003未滿	
		鉛	0.01mg/l以下	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿
水道水が有すべき性状に関する項目	金属 (着色)	銅	1.0mg/l以下	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	
		鉄	0.3mg/l以下	0.005未滿	0.009	0.008	0.005未滿	0.005未滿	0.006
		マンガン	0.05mg/l以下	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿	0.001未滿
		亜鉛	1.0mg/l以下	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿
無機物質 (味)	塩化物イオン	200mg/l以下	10.2	31.3	19.4	43.5	17.0	13.6	
	カルシウム・マグネ シウム等 (硬度)	300mg/l以下	17.7	101	52.1	52.2	54.3	17.7	
有機物 (発泡)	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	0.02未滿	
	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	
有機物 (色・味)	有機物 (全有機炭素濃度)	3mg/l以下	0.3	0.3	0.1	0.1未滿	0.1未滿	0.4	
基礎的 性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.31	7.18	7.30	8.08	8.03	7.04	
	味	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
	臭気	異常でないこと	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
	色度	5度以下	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	
	濁度	2度以下	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	
消毒効果	残留塩素	0.1mg/l以上 1mg/l以下	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	

※水温は、各浄・配水所ごとの給水エリアにおける蛇口水での年度平均値

※各検査値の「○未滿」とは、測定値が測定限界より下回っていることを意味します。

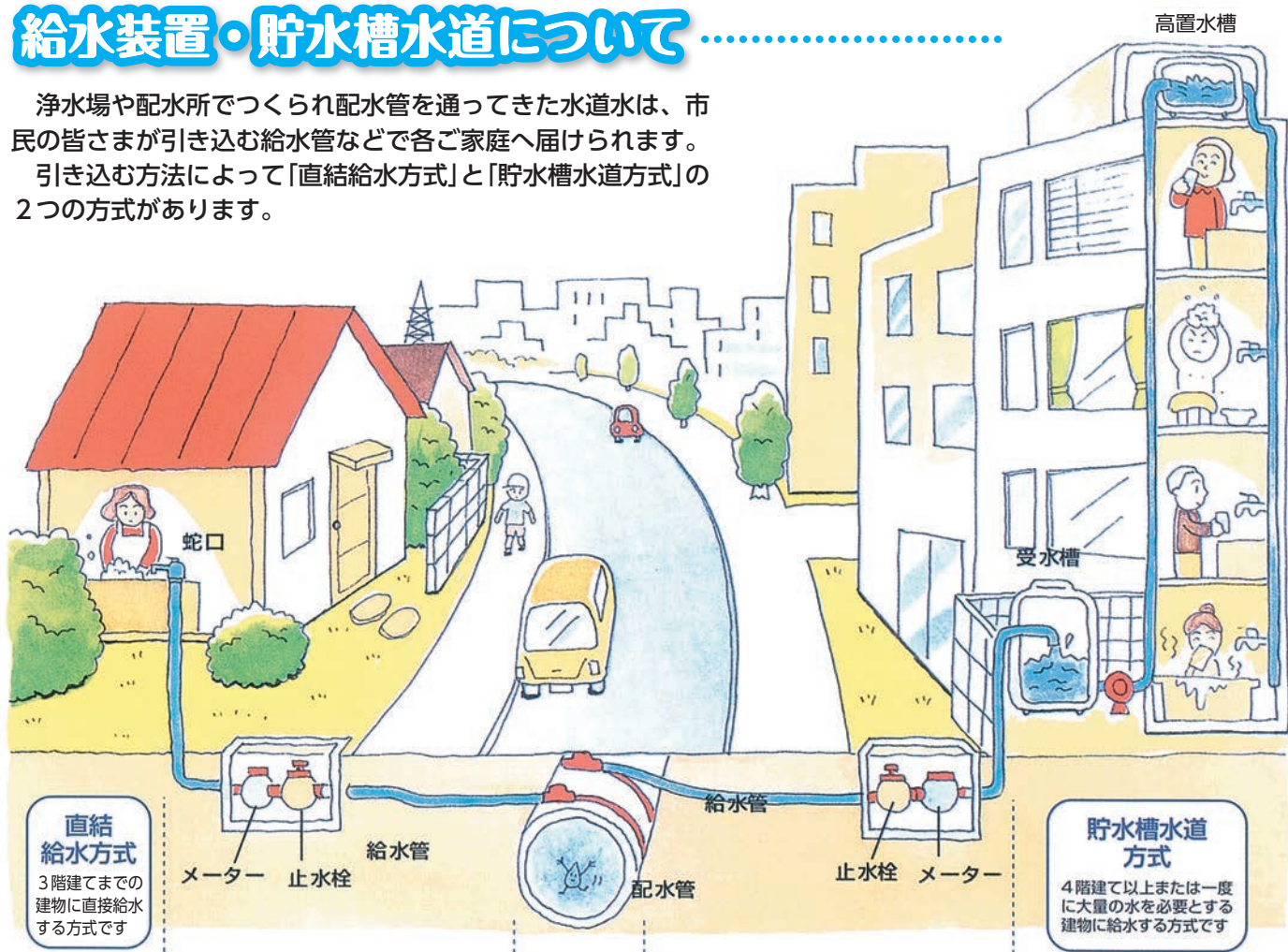
## 水質の評価

平成25年度に実施した水質検査では**すべての水質基準項目(50項目)**で基準に適合し、さらには**多くの項目**で基準値の10分の1以下を達成し、過去と比べても変動がなく安定しており、**安全性が高く良好な水質となっています。**

今後も引き続き、安全でおいしい水道水を安心して快適にご利用いただけるよう、水源保護や品質管理に努めます。

# 給水装置・貯水槽水道について

浄水場や配水所で作られ配水管を通ってきた水道水は、市民の皆さまが引き込む給水管などで各ご家庭へ届けられます。引き込む方法によって「直結給水方式」と「貯水槽水道方式」の2つの方式があります。



管理区分	所有者	水道部	所有者
水質管理	水道部		所有者

## 給水装置はあなたの財産です

市民の皆さまが、道路の下の配水管から各ご家庭に引き込む給水管や蛇口などの給水装置は、所有者の財産です(メーターは除く)ので、給水装置の適正な管理は、所有者が行う必要があります。なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅宅地内(配水管からメーターまで)で発生し、漏水の原因が給水管の老朽や腐食などやむをえないものであれば、水道部が漏水を止めることに限定して修繕する場合がありますので、施設課(担当 017-777-4255)にご相談ください。

## 給水装置の工事

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、必ず青森市指定の給水装置工事事業者にお申込みください。指定給水装置工事事業者については水道部施設課又は青森市水道事業ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp/contents/suido/index.html>)にてご確認ください。

## マンションやビルの水質管理

マンションやビルのように、受水槽や高置水槽を経て各ご家庭に水道水が供給される仕組みを貯水槽水道といいます。この管理は、法律や条例などにより、設置者(所有者)が行うよう定められています。詳しくは、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。なお、水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施いたしますのでご協力をお願いします。

給水装置については、  
**水道部施設課 (017)774-1234**

---

貯水槽水道については、  
**青森市保健所 生活衛生課 (017)765-5288**

# 油漏れにご注意ください!!

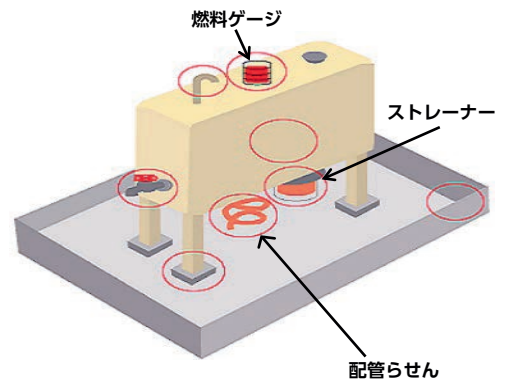
灯油等の油漏れが発生すると、地中の水道管(給水管)に油が浸透し、中の水道水に油のにおいがうつることがあります。

このような場合、水道管の交換や灯油等のしみこんだ部分の土を交換する必要があります。被害を未然に防ぐため次の点にご注意ください。

- ❖ホームタンクへの給油の際は地面にこぼさないようにしてください。
- ❖ホームタンクが老朽化している際は、損傷がないか確認してみてください。
- ❖ホームタンクを新たに設置する際や増改築で移設する際は、水道管(給水管)の近くに設置しないようにしてください。
- ❖積雪や落雪でホームタンクが破損することがありますのでご注意ください。
- ❖灯油以外でも油漏れがあると水道水が油臭くなることがあります。塗料・シンナー等も地中に捨てたりせず、廃棄業者等に依頼するなど適切に処理して下さい。

## 参考 油漏れのチェック項目

- 1 タンクに小さな亀裂、そこからのにじみや漏れがないか。
- 2 タンク下部のストレーナーや配管の接続部にひび割れ、にじみや漏れはないか。
- 3 タンク下の配管らせん部分や分岐部分ににじみや漏れはないか。
- 4 配管の地中埋設箇所でお臭いがないか。
- 5 家屋内や床下でお臭いがないか。
- 6 排水設備(トイレ・台所・風呂場など)からお臭いがないか。
- 7 灯油の使用量以上に燃料ゲージの減りが早くないか。
- 8 落雪・積雪・除雪によりタンクの配管等が損傷していないか。
- 9 融雪槽を設置している場合、融雪槽内に灯油が漏れた形跡はないか。



## 浄水場見学のご案内

横内浄水場及び堤川浄水場では、小学校等の団体や一般の方々を対象に施設見学を実施しています。

青森市の水道のことや実際に安全でおいしい水道水ができるまでの過程について、ビデオを交えて職員が詳しく説明しながら、施設をご案内\*します。



堤川浄水場

## 見学の内容

### (1)一般的な見学例

横内浄水場の見学内容	時間	堤川浄水場の見学内容	時間
青森市の水道紹介ビデオ	20分	青森市の水道について	15分
青森市の水道について	15分	場内見学(屋内)	15分
質疑応答	5～10分	青森市の水道紹介ビデオ	15分
見学時間の目安	40～45分	質疑応答	5～10分
		見学時間の目安	50～55分

\*横内浄水場は当分の間、工事のため屋外での施設見学はできませんので、ご注意ください。

### (2)期間等

期間：土日祝日及び年末年始を除く平日 (※年末年始12/29～1/3)  
時間：午前9時から午後4時まで

## 申込みについて

(1)申込み方法 見学には、事前に電話での予約が必要です。各浄水場へ直接お申し込みください。

※予約状況によっては、見学日時のご希望に添えない場合があります。

### (2)申込み先

浄水場名	住所	電話	施設の特徴
横内浄水場	青森市大字横内字桜峰16-3	(017)738-6507	明治42年に創設され、現在も当時と変わらぬ緩速ろ過方式の浄水場です。
堤川浄水場	青森市大字野沢字稻荷沢58-4	(017)739-5242	酸性河川を水源とした急速ろ過方式の浄水場で、本市最大の施設能力を有しています。

皆様のご来場  
お待ちしております♪



## お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話(直通)
料金関係	水道の使用開始・中止など (転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281
	料金の確認、料金の支払い (口座振替・納付書払)		(017)734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護 指導要綱に関する事前協議など	施設課水源保全チーム	(017)774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
ホームページ	青森市水道事業ホームページ	「青森市水道事業」で検索してください	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設 使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)761-4838
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172)62-1159



皆さまからご要望の多い『水道料金等のコンビニエンスストア収納』については、  
平成27年7月からの実施に向けて現在準備を進めています。  
具体的な実施日等が決定次第、皆さまに改めてお知らせします。

## 引越し(転入・転出)の手続きはお早めに

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算がされませんのでご注意ください。

### 転入時の手続き (使用開始の手続き)

#### ● 使用開始の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日等をご記入の上、投函してください。

なお、申込書が見当たらない場合は、水道部営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後、「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

### 転出時の手続き (使用中止の手続き)

次の事項について水道部営業課または浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

#### ● ご連絡いただく事項

水道使用者氏名・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法等

「水道だより」についてのご意見、  
ご感想などは、青森市企業局水道部  
総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号  
電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913  
電子メール josui-somu11@city.aomori.aomori.jp